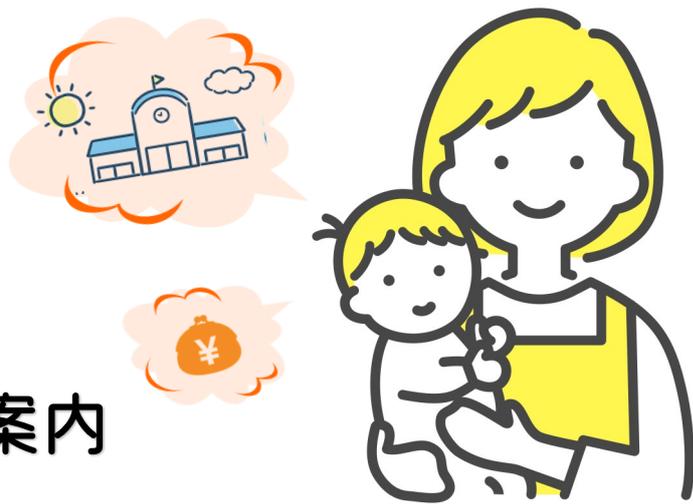


— 埼玉県で保育士として働くあなたを応援します —

令和6年度埼玉県

# 保育所復帰 支援貸付のご案内



埼玉県内において未就学児を持つ潜在保育士（保育士として勤務していない保育士資格保有者）が新たに保育所等に就職する又は育休等から復帰する場合、保育料の一部を無利子でお貸しします。

埼玉県内の保育所等で**2年間引き続き保育士業務に従事**した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

## ◆ 貸付対象 ◆ (以下のすべてを満たす方)

- ① 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に県内（さいたま市を除く）の保育所等に新たに勤務する又は産後休暇・育児休業から復帰する。
- ② 週20時間以上、保育士として勤務する。
- ③ 未就学児を養育しており、保育所等への入所が決定している。

※次年度以降の実施については、ホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

## ◆ 貸付額および定員 ◆

最大1年間  
保育料の半額  
(月額上限2万7千円)

定員  
150名

**CHECK** 貸付対象となる保育所等は、ホームページ掲載の手引きの【保育所等定義一覧】をご確認ください。

## ◆ 申請期限 ◆

**令和7年3月31日(月)(必着)**

(定員に達し次第受付終了)

ホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類を揃え、勤務先の市町村の保育担当課に提出してください。



## ◆ 返還免除の要件 ◆

**埼玉県内の保育所等※(さいたま市を除く)に  
2年間引き続き保育士として従事した場合**

## ◆ 埼玉県保育士・保育園支援センターのご案内 ◆

希望に沿った保育所等の紹介や就職のあっせん等、あなたの就職活動をサポートします。ぜひご活用ください♪

TEL 048-833-8057



◆ 貸付に関するお問い合わせ先 ◆  
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
福祉人材センター  
TEL 048-824-3370